

1. はじめに

- (1) 本事業は、国の「就学前教育・保育施設整備交付金」を活用して行います。
 制度の概要は、令和8年2月1日時点の内容です。今後、国の制度変更により、補助内容の変更および補助金が減額となる可能性がありますので御留意ください。
- (2) 補助金の交付は、当該事業に係る本市の予算が成立することが条件となります。
- (3) 開園後に事業を廃止した場合、補助金の返還義務が生じる可能性があります。
- (4) 学校法人が本交付金を活用する場合、「保育提供体制の確保のための実施計画」が国の採択を受けることが条件となります。(実施計画は本市より国に提出いたします。)

2. 補助対象経費

- (1) 建築工事にかかる本体工事費（工事費又は工事請負費、工事事務費（工事費又は工事請負費の2.6%が上限。）
 - (2) 実施設計費
 - (3) 開設準備費
 - (4) 新たに土地を賃借して整備する場合に必要な賃借料
 - (5) 特殊附帯工事費（太陽光発電設備等）
- ※国の交付金内示日以降の契約が対象となりますので、ご注意ください。

3. 補助対象外経費

- (1) 土地の整地に要する費用
- (2) 外構工事費
- (3) 基本設計費
- (4) その他施設整備として適当と認められない費用 等

4. 施設整備事業の国、市町村、事業者の負担割合

国：1/2、市町村：1/4、事業者：1/4

5. 交付基準額表（令和7年度単価）

（単価：千円）

	定員区分	交付基準額
本体工事	101～130人	160,900
特殊附帯工事 ※		10,130
設計料加算		本体工事に係る交付基準額（開設準備費加算、土地借料加算を除く）の5%（千円未満切り捨て）
開設準備費加算 （定員区分における交付基準額に 増加定員数を乗じて加算）	101～130人	12
土地借料加算		14,900
地域の余裕スペース活用促進加算		2,450

※ 特殊附帯工事については、「次世代育成支援対策施設整備交付金及び就学前教育・保育施設整備交付金における特殊附帯工事の取扱いについて」に基づき整備すること。

6. 補助金額算定例（定員数120人の場合）

（単価：千円）

項目		金額
補助基準額	本体工事基準額	321,800
	特殊附帯工事費	20,260
	設計料加算 ※	17,348
	開設準備費加算（12×120人）	2,880
	土地借料加算	29,800
	地域の余裕スペース活用促進加算	4,900
	合計	396,988
補助金額（補助基準額×3/4）		297,741

※設計料加算は、本体工事費・特殊附帯工事費・地域の余裕スペース活用促進加算の合計額に5%を乗じた金額です。

※補助金額は、施設整備に要する費用により変動します。

7. その他

- （1）補助金の算定方法や補助対象経費についてご不明な場合は、必ずご相談ください。
- （2）幼保支援課のホームページに「就学前教育・保育施設整備交付金」の要綱、質疑応答集を掲載しておりますので、ご確認ください。